



幕末期の地域社会における風刺的落書の生成と派生 ：『絵本太功記』十段目をめぐって

松本，充弘

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 51:105-136

(Issue Date)

2024

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100487332>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487332>



幕末期の地域社会における風刺的落書の生成と派生

—『絵本太功記』十段目をめぐって—

松 本 充 弘

はじめに

幕末期が持つ特徴の一つとして、地域社会に流布した政治情報の激増を挙げることができる。宮地正人氏は、当該期に全国的な規模で生成される政治情報の記録として、風説留と呼ばれる史料に着目した。^註風説留を作成した主体は豪農商と在村知識人で、彼らは独自に政治情報を蒐集・交換・分析し、自らの政治的立場を創り上げていったとされる。その結果、一定期間にわたる膨大な政治情報の筆写や転写をおこなった風説留が、地域歴史資料として数多く残されることとなった。かかる風説留の分析を通じて宮地氏は、元来政治情報に触れることが著しく制約されていた豪農商と在村知識人による政治情報の蒐集や発信の動向は、新聞の流通に代表されるような近代社会の「公論」が誕生する前提として位置づけられるものであると評価した。

しかしながら、風説留に記録された政治情報は発信主体の不明なものがほとんどである。宮地氏も、各種政治情報史料の丁寧な分析は「余程根気のいる仕事」で、従来明らかになつた諸事実は「九牛の一毛」であると指摘している。これらの点から、幕末期における政治情報の問題を追究するためには、具体的な地域歴史資料群に取り組む過程で足掛かりとなる史料を見出していく必要があるといえるだろう。その試みとして本稿では、風説留に集積されうる政治情報の一つとして、政治批判を目的とした風刺的落書を取り上げたい。

宮地氏によれば風説留は、主として時事に関する論説と政治批判により構成される。そのうち後者の政治批判に関する史料の一つが、風刺的落書である。風刺的落書を網羅的に活字化した史料集として、東京帝国大学附属図書館に勤務した櫻木（沢田）章氏によって編まれた『側面観幕末史』^{註一}がある。同書には、櫻木氏が館蔵史料を中心に博搜したペリー来航（嘉永六年〔一八五三〕）以降の風刺的落書が収められている。このように『側面観幕末史』は類書のないすぐれた史料集である一方、各史料の出典に関する記載がないことや、注釈の少なさなどが問題点として指摘されてもいる。^{註二}

多くの風刺的落書は一紙ないしは数丁程度の記録として残存しており、豪農商や在村知識人による政治情報蒐集のありようを復元する上では、時系列や質量の面で体系立っている風説留よりも制約が大きい。しかし、内容の似通った風刺的落書が異なる地域歴史資料群で確認できるとすれば、落書相互の比較が可能となり、幕末期の地域社会における政治情報の広がりを考えるための一里塚となるだろう。この点を踏まえた上で本稿では、浄瑠璃作品『絵本太功記』十段目という同一の文芸ジャンルを素材としながら、異なる地域歴史資料群において見出すことができた風刺的落書を取り上げる。

一 『絵本太功記』 十段目を素材とした風刺的落書の生成

『絵本太功記』は、上方で刊行された読本『絵本太閤記』に、実録本『太閤真蹟記』の要素を取り入れて浄瑠璃作品化したもので、寛政二年（一七九九）七月一二日に道頓堀旧豊竹座において初演された。中でも十段目「尼ヶ崎の段」は本作品の山場で、天正一〇年（一五八二）六月二日、本能寺で主君の小田春長（織田信長）を討った武智光秀（明智光秀）一家の悲劇が描かれる。通称『太十』^{註四}として知られるこの場合は、初演時にこの段を語った豊竹麓太夫の華麗な節付けが人気を博し、登場人物が多彩で舞台の変化に富んでいることも相俟って、三都の大芝居から地方の旅芝居・村芝居に至るまで、広く親しまれる演目となった。

『太十』を素材とした風刺的落書は、安政七年（一八六〇）三月三日に起きた桜田門外の変と、文久二年（一八六二）正月一五日に起きた坂下門外の変に至る国内外の政治情勢を主題としており、浄瑠璃作品の詞章と実在する事件の関係者を上下二段に対置させる構成となっている。管見に入った史料としては、次の四点が挙げられる。

① 櫻木（沢田）章『側面觀幕末史 一』所収「太閤記十日目」^{註五}

② 河内国丹北郡六反村谷川家文書七二「太功記尼ヶ崎の段抜もんく」^{註六}

③ 丹波国多紀郡和田村石田家文書D三二〇「太功記十段目」^{註七}

④ 河内国丹南郡池尻村田中家文書一一八六八「太功記尼ヶ崎之段抜文句」^{註八}

以上四点のうち、活字史料集に収録され、かつ出典未詳の①を除く三点は村役人を務めた家文書として残存している。原史料の形態は、②が継紙形式の一紙文書、③が継紙形式の一紙文書（一部に反故を含む）、④が二丁分の折紙

の右上一か所を紙縫で束ねた仮綴文書である。また、②から④の史料群が残存する地域は、畿内近国と呼ばれる範囲に含まれている。比較的京都に近い丹波国多紀郡と、大坂に近い河内国丹北郡・丹南郡の史料群から同一の文芸ジャンルを素材とする風刺的落書が見出されることは、本落書の広がりを考える上で興味深い事実である。

ここで表1により、それぞれの史料に記された『太十』の詞章と、詞章に対応する形で記された歴史的事項について整理する。

表1 風刺的落書『絵本太功記』十段目の構成

通番	【太十】の詞章	記載順	詞章に対応する記載内容
1	残る蒼の花一つ。水上かねし風情にて	④ ③ ② ① 1	④京都所司代 ③小浜の酒井 ②所司代 ①九條殿
2	思案。投首しほるゝ計（ばかり）漸（やうやう）。涙押とゞめ。	④ ③ ② ① 2	④九条 ③九條殿 ②九條殿 ①永井玄蕃頭
3	母様にもばゞ様にも。是今生の暇乞。此身の願ひ叶ふたれば。思ひ置事更になし。	③ ③ ② ① 3	③永井玄蕃 ②永井玄蕃守 ①永井玄蕃 ④永井玄蕃

9	8	7	6	5	4
サアく早ふ。目出たいく嫁御寮と。悦ぶ程猶弥増（いやます）名残。	ヲ、連（あっぱれ）武者ぶりにさましし。高名手柄を見る様な。祝言と出陣をいつしよの盃。	此世の縁やわり小ざね。猪首に着なす鍬形の。あたりまばゆき出立は。爽なりし。其骨柄。	サアとかふいふ内時刻が延る。其鎧櫃爰へ。く。	まだ祝言の盃をせぬが互の身の仕合せ。	十八年が其間御恩は海山かへがたし。
④③②① 6 6 6 9	④③②① 13 13 14 8	④③②① 11 11 10 7	④③②① 5 5 5 6	④③②① 4 4 4 5	④③②① 12 12 11 4
④③②① 異船打払 交易止メ 異船打払 交易止メ 異船打払 交易止メ 異船打払 交易止メ	④③②① 薩州の家老 薩州の家老 薩州の家老 薩州の家老	④③②① 薩州の勢揃 薩州の勢揃 薩州の勢揃 薩州の勢揃	④③②① 国主の評定 国主の評定 国主の評定 国主の評定	④③②① 近衛殿鷹司殿 近衛殿鷹司殿 近衛殿鷹司殿 近衛殿鷹司殿	④③②① 東照宮御造宮 東照宮御造宮 東照宮御造宮 東照宮御造宮

15	14	13	12	11	10
いかさま湯の辞義は水とやら。左様ならば御遠慮なし。お先へ参ると立上れば。三人（みたり）は涙押包（おしつづみ）奥の仏間と湯殿口入や。月もる片庇。	始て明す老母の節義。聞（きく）初菊も母親も一度にどふど。伏まろび前後。不覚に泣叫ぶ。	思い切たる鎧の袖行方しらず成にけり。	いづれもさらばと云捨（すて）て。	氣を取直しつゝ立上り。	哀を。爰に。吹送る。風が持（もて）くる攻太鼓。
④③②① 19 16 28 14	④③②① 23 23 13	④③②① 10 10 9 12	④③②① 9 9 11	④③②① 8 8 8	④③②① 7 7 7 10
④井伊掃部（通番21を含む） ③將軍 ②（詞章のみ） ①女玉	④水戸の老公 ③ ②水戸老公 ①水戸の老君	④五ヶ国の異船 ③異国五ヶ国 ②五ヶ国異船 ①六ヶ国異船	④水戸の加勢 ③水戸加勢 ② ①水戸加勢	④永井浪人 ③永井家来 ②永井浪人 ①	④横浜焼払 ③横浜焼払イ ②横浜焼払 ①横浜焼払

21	20	19	18	17	16
系図正しき我家を。 逆賊非道の名を穢す。	聞ゆる物音心得たりと突込手練の鎧先に。 わつと玉ぎる女の泣声。	小田の蛙の啼音をばとめて敵に悟られじと。 差足拔足。窺ひ寄。	心はやたけ藪垣の。 見越の竹を引そぎ鎧。	必定久吉此内に忍び居るこそ究竟一。 只一討と氣は張弓。	爰にかり取真柴垣。夕顔棚のこなたより。 頭れ出（いで）たる武智光秀。
④③②① 19 17 17 20	④③②① 18 16 19	④③②① 17 19 18	④③②① 15 14 12 17	④③②① 16 15 15 16	④③②① 14 13 15
④井伊掃部 ③井伊掃部頭 ②井伊掃部頭 ①伊井 (通番15を含む)	④安藤奥方 ③ ②安藤奥方 ①安藤奥方	④伏見奉行 ③ ②伏見奉行 ①伏見奉行	④長州の家中 ③長州家来 ②長州家中 ①長州家中	④諸国外様の大名 ③外様大名 ②諸国外様大名 ①諸国外様大名	④五月十六日月の出紅のことし ③ ②当四月十六日月の出紅の思し ①四月十六日月の出紅の如

27	26	25	24	23	22
此所に御座有ては危ふしく。一時も早く本国へ引取給へ。サ早く。く と。深手を屈せず爺親を。氣遣ふ孫の孝行心。	いさめつ泣（ない）つ一筋に夫を思ふ恨泣。操の鏡くもりなき涙に誠あら はせり。	儕（おのれ）が心只一つで。しるしは目前是を見よ。武士の命を断。刃も 多いに此様な。引そぎ竹の猪突鎧。	主に背かず親につかへ。仁義忠孝の道さへ立ば。もつそう飯の切米も。 百万石にまさるぞや。	主君を討て高名顔。天子將軍に成た逆。野末の小家の非人にも。おとりし とはしらさるか。	不孝者共悪人共。譬がたなき人非人。
④③②① 25 27	④③②① 25 22 22 25	④③②① 22 21 21 24	④③②① 21 20 20 23	④③②① 19 18 22	④③②① 20 18 26 21
④ ②（詞章のみ） ③和宮様（詞章の一部を改変）	④春日の神鏡 ③春日社 ②春日の神鐘 ①春日神鏡	④諸色の高直 ③諸色高直 ②諸式の高サ ①諸色高直	④水戸の浪人 ③水戸浪人 ②水戸浪人 ①水戸浪人	④ ③異国掛り役人 ②異国掛りの諸役人 ①異国懸り諸役人	④安藤対馬 ③安藤対馬守 ②安藤対馬守 ①安藤

29	我又孫呉が秘術をふるひ。千変万化にかけ悩まし。勝鬨上るは瞬く内と久吉が。詞はゆるがぬ大磐石忽廻り小栗栖の。土に哀を残すとはしらずしられぬ敵味方。にらみ別るゝ二人の勇者。	④ 24	③ 23	② 24	① 27
28	武智が母は逆磔に。かゝつて無慙（むざん）の死を遂しと。末世の記録に残してたべ。それもやつぱり悴めが。可愛さ故の罪亡し。	④ 26	③ 24	② 25	① 26
		④薩州 長州	③薩州 長州	②薩州 肥州	①薩州 長州 紀州
		④掃部頭 ちう罪	③井伊掃部頭 のつミ	②掃部頭 ちうばつ	①井伊ちうばつ

註一 「『太十』の詞章」は、本文中に掲げた風刺的落書（①～④）で記載が確認できる『絵本太功記』十段目の詞章を、本来の場面推移の順に並べ替え、通番号を付した。

註二 各詞章は作品中の前後関係を示すため、史料中に引用された箇所（太字のゴシック体とした）に加えて、内山美樹子・延広真治校注『近松半二・江戸作者浄瑠璃集』（岩波書店、一九九六年）により補った。詞章の記載は各史料の間で異同が認められるものの、煩を避けるため本表では省略し、史料によって記載範囲が異なる詞章にのみ傍線を付すことにとどめた。なお、詞章の句点「。」は語り物における息継ぎの箇所を示すもので、文意とは一致しない。

註三 「記載順」と「詞章に対応する記載内容」は、①～④の史料におけるそれを示し、後掲の「史料翻刻」に対応している。そのうち「―」（ダッシュ）としたものは、史料中に記載や言及がなかったことを示す。

幸いなことに、④にはこの落書が成立した年代に関する情報が記されている。史料の末尾に「文久二壬戌ノ正月十五日安藤殿切レ候由、右ハ閏八月七日写し」とあるのがそれで、老中安藤信正が襲撃された坂下門外の変以降、文久二年閏八月前後に本落書の原形が定まったものと考えられる。

『太十』は、武智光秀の母が住む閑居を舞台とし、光秀の一子十次郎が祖母の皐月と母の操、そして許婚の初菊を振り切って初陣に臨む前半部（表1の通番1～15）と、旅僧に身をやつして皐月のもとを訪れていた真柴久吉（羽柴秀吉）を討ち取ろうと光秀が竹藪から現れるも、誤って皐月を傷害する結果となってしまう愁嘆場を描いた後半部（表1の通番16～29）からなる。四点の落書には記載の異同がみられるものの、概ね『太十』の場面展開に従う形で記述されている。そのなかでも冒頭の三行（同1～3）は、記載順が全く共通している。すなわち、文久二年四月に起きた島津久光の率兵上京後、京都所司代を罷免されることになる若狭國小浜藩主の酒井忠義（同1）、酒井とともに和宮降嫁問題の推進にあたったものの文久二年六月に関白内覧を辞した九条尚忠（同2）、安政の大獄により軍艦奉行を罷免されたものの文久二年七月に軍艦操練所用掛として復帰することになる永井尚志（同3）の三名に関する部分である。

一方で安政から文久期にかけて幕閣を率いた井伊直弼（同21）や安藤信正（同22）には、『太十』のなかでもかなり厳しい口調で相手を批判する詞章が対応させられている。作品中においては、これら二行を含む表1の通番21から25は、主君を討った武智光秀に対し、瀕死の重傷を負いながらその行いを批判する老母皐月の言葉に相当する。しかし皐月は表1の通番28にみられるように、自ら息子の竹槍で命を落とすのは「悴めが可愛さ故の罪亡し」と述べていることと、同じく表1の通番4の「東照神君」に「御恩は海山かへがたし」という詞章が当てられていることなどから、批判の対象は江戸幕府や徳川家自体ではなく、あくまで幕閣の要人であったという見方も可能であろう。

以上に加えて注釈が必要な箇所としては、一橋派の公家として安政の大獄で失脚するものの、文久二年四月に参朝をゆるされる近衛忠熙と鷹司政通（同5）、同じく安政の大獄により国許永蛰居となり、万延元年（一八六〇）八月

に亡くなる前水戸藩主の徳川斉昭（同14）を挙げておきたい。なお、表1の通番8では③と④において薩摩藩の家老が指示されているが、文久二年三月の島津久光上京に同行した小松帯刀のことかと考えられる。同じく20の「安藤奥方」は坂下門外の変において襲撃された安藤信正の妻とみられるが、特筆すべき事項があるかどうかは不明である。

このほか、表1の通番6は日米条約交渉に際して安政四年（一八五七）一二月に幕府が諸大名の意見を求めたことを指していると考えられる。同じく通番10は横浜居留地襲撃の風説とみられるが、この風説が流布されたのは文久二年一〇月のことで、推定される本落書の作成時期よりも少し後である。ただし、同じ年の二月二〇日には、神奈川奉行の阿部正外が英仏公使館に対して居留地襲撃は根拠のない風説であることを弁明しているため、前後の期間を含めて長らく燻っていた事件であったと考えられる。また、通番26は春日大社のことと思われるが、文久二年が翌年に実施される式年造替の前年に当たっていることから、祭祀や作事の面で人々の耳目を引いたのではないかと推測していただきたい。さらに、異様な天体現象（表1の16）や諸物価の高騰（同25）など、同時代の社会情勢に関連した事項も盛り込まれていることは、落書の作成主体が支配者層でないことを考える際に特徴的な点といえる。

以上を総合すると、本落書群は文久二年閏八月前後に作成されたもので、概ね『太十』の場面展開に従う形で記述されている。その政治的姿勢の要点は、幕閣の首脳として条約勅許問題や公武合体運動を推進した井伊直弼や安藤信正らへ厳しい批判を加える一方、国政での存在感を高めていた薩摩・長州・肥前の諸藩を好意的にとらえるものであったといえるだろう。

二 『絵本太功記』十段目を素材とした風刺的落書の派生

『太十』を素材とした風刺的落書は、さらなる派生の様相を示す。そのことを物語る史料として、次がある。

⑤ 丹波国多紀郡泉村山田家文書六一四「太功記十段目」^{註一〇}

これは、居村の庄屋や篠山藩泉組の大庄屋などを歴任した山田家に残存するもので、折紙二丁分の一箇所を紙縫で留めた仮綴形式の史料である。前半の一丁分が『太十』に関わる風刺的落書で、これまで考察してきた落書の要素を、万延元年（一八六〇）四月に丹波国篠山藩の多紀郡領内で起きた百姓一揆に投影したものとなっている。篠山藩における年貢納入の方法は、年貢米を現物で納める正米納と、現物以外で納める銀納・手形納とに分かれていた。万延元年の百姓一揆は当時の米手形と実際の在方価格が著しくかけ離れていたことに端を発するものである。^{註一}一揆の初発を、篠山藩の郡方を管掌していた会所日記の万延元年四月朔日条によって捕捉しておく。^{註二}

兼而小前之もの共歎願申立候近年來手形上打高く、是而已願出候事二而、外ニ願意も無之旨申立強而罷出候、尤福場手形之儀ハ御買繼上野儀太夫手先塩岡村重助与申もの不残所持いたし罷在、其外度々悪口等申触し、手形銀替なれば銀百五拾目、米ニ而者式斗五升之差米ニ而引替可申抔申候二付、不得止事歎願申出候、何卒御慈悲之取計いたし呉候様一同申候二付、六兵衛今段々及理解候処、いつも承服いたし帰村ハ候得共、素々多人数寄集候為御託福井村庄屋源太夫、山田村庄屋新右衛門、小田中村庄屋藤兵衛、右者三人同道いたし候旨申届、尤右一件ニ付後日彼は申出候様之模様も不相見、至而穩成人氣之由

右の史料より、「上打」と呼ばれる米手形の付加的な負担が百姓にとって重く、「福場手形」と呼ばれる米手形につい

ては米商人の上野とその手先商人である丹波国多紀郡塩岡村の重助が買い占め、百姓に対して不利な条件でこれを購入するよう強要したことが一揆の原因であったと分かる。この際は郡取締の波部六兵衛が押しかけた百姓に対して説諭をおこなった結果、「穩成人氣」で収まったものの、百姓の訴えはその後も続き、藩側も対応策の検討を強いられる。会所日記の万延元年四月四日条には、次の記事がみられる。^{註二二}

既二晝二至り候処一旦諸方共靜二相成候趣相聞候二付、当役一同役所迄引取候処、御郡代被申聞候も不容易儀二付、人氣取靜メの見込も付候ハ、早々可申出旨、…素々手形上打之儀分事起り可申哉二付、右二付差米五升二而手形相渡し候様御達し有之候ハ、其趣ヲ以幾重二も可申諭段一同評議取極メ、御郡代初メ当役一統并御代官古役二而星野・俣田・小林右同道御席へ罷出申上候者、兼々下方二而者上打□^(虫)多分相掛り難洪之旨申建候事二而、此度人氣立候儀も全く其辺之事二而、手形与米与丸替抔申ものも御座候得共、此儀ハ筋合も不立、私共分取次候次第二も無之、右二付種々心配仕候得共、是与申候見込も無之二付、何卒当五月之処者五升之差米二而手形相渡し候様相成候ハ、当然之処人氣も靜り可申候哉之旨申上候御評議有之、…

これによると一揆勢に対する「人氣取靜メ」の見込みが立たなくなってきたており、藩側では早期の收拾策を示す必要が生じていた。このことについては、手形と現物米を等価交換する「丸替」という要求がある一方、最終的には二斗五升の上打を五升に縮小することで解決が図られている。しかし、一揆は篠山藩領の東部から西部にかけて広がりをみせることとなった。^{註二四}⑤の落書は、一揆の発端にあたる万延元年四月朔日から四月四日までの藩領東部における出来事を主要な対象としている。その構成は、表2に示す通りである。

表2 万延元年（一八六〇）の篠山藩百姓一揆を題材とする「太功記拾段目」の構成

通番	『太十』の詞章	記載順	詞章に対応する記載内容
1	残る荅の花一つ。水上かねし風情にて思案。投首しほるゝ計（ばかり）漸（やうやう）。涙押とぐめ。	7	上野儀太夫
2	母様にもばゞ様にも。是今生の暇乞。此身の願ひ叶ふたれば。思ひ置事更になし。	8	百姓
3	十八年が其間御恩ハ海山かへがたし。	9	手形上打
4	孝と恋との思ひの海隔つ一間に初菊が。立聞涙転（まろ）び出（いで）わつと計りに。泣出せば。	10	なべ十 上の家内 ※詞章は「はと計になきたす女房娘め」と改変
5	此世の縁やわり小ざね。猪首に着なす鍬形の。あたりまばゆき出立は。爽なりし。其骨柄。	11	取手の役人
6	こんな殿御を持たながら是が別れの盃かと。悲しさ隠す笑ひ顔	12	払役の人々
7	哀を。爰に。吹送る。風が持（もて）くる攻太鼓。氣を取直しつゝ立上り。いづれもさらばと云捨（すて）て。思い切たる鎧の袖行方しらず成にけり。	13	懸り大根
8	爰にかり取真柴垣。夕顔棚のこなたより。頭れ出（いで）たる武智光秀。	1	大雲の百姓
9	聞ゆる物音心得たりと突込手練の鍵先に。わつと玉ぎる女の泣声。	2	番人
10	ヤアこハ母人かしなしたり。残念至極と計（ばかり）にて。道（さすが）の武智も仰天し只忙。然たる計也。	3	斎藤
11	儕が心只一つで。しるしは目前是を見よ。武士の命を断。刃も多いに此様な。引そぎ竹の猪突鐘。	4	なべ十

20	19	18	17	16	15	14	13	12
我が孫呉が秘術をふるひ。千変万化にかけ悩まし。勝鬨上るは瞬く内と久吉が。詞はゆるがぬ大磐石	洗つて観念せよ。互ひの運ハ天王山。洞が峠に陣所をかまへ。只一戦にかけ崩さん。くびを	草履掴みの猿面冠者。いで一ひしぎと身繕ひ。勢ひ込でかけ出せば。ヤア（武智光秀暫く待（まで）。真柴筑前之守久吉対面せんと呼はつて。	眼下の村手を乞度（きつと）見下し。和田の御崎の弓手より追々つく数多の兵船。間近く立たる魚鱗の備へ。千生瓢（せんなりひさご）の馬印は。疑ひもなき真柴久吉。	此所に御座有ては危ふし。一時も早く本国へ引取給へ。サ早く。くと。深手を屈せず爺親を。氣遣ふ孫の孝行心。	瞬（またたく）間に味方の軍卒。残らず討死仕（つかまつり）。無念ながらも只一騎立帰つて候と息継。あへず物語れば。	逆賊武智が小わつぱ共目に物見せてくれんずと。いふより早く太刀抜かざし。四角八面に切立られ。	爰をせんと、戦ふ内。後の方より大音上。真柴筑前之守久吉の家臣加藤正清是に有。	鬨をつくつて味方の軍兵縦横無尽になぎ立れば。不意を打れて敵は廃亡。
20	19	18	17	16	15	14	5	6
御上意	上野儀太夫	御附人	笹場へ寄合 ※「数多の兵船」を「畑組の百姓」と改変	御領分の番人 ※詞章は「はやく一時もはやく本国へ引取たまへ」と改変	にける人々 ※詞章は「むねんなからもた、一き立上りて」と改変	御郡奉行	王地山の時のこへ	なべ新 ※詞章は「ふいを打れて心うろく」と改変

21	忽廻り小栗栖の。土に哀を残すとはしらずしられぬ敵味方。にらみ別るゝ 二人の勇者。
21	波部と福井組

註一 出典は、本文中の史料⑤丹波国多紀郡泉村山田家文書六一四である。

註二 配列は、『絵本太功記』十段目における本来の場面推移の順とし、通し番号をつけた。

註三 各欄の見方については、表1を参照のこと。

本落書には成立年代（「文久二戌年」）とともに、作成者（「山田弥兵衛」）についても記されている。多くの風刺的落書が作成者の不明なものであることを踏まえると、この落書は不特定多数の人々が目にすることを想定したものでなく、村役人層である山田家に私蔵されるべき史料として生み出されたのではないかと考えられる。

記載内容に関する大きな特徴としては、『絵本太功記』の主役である武智光秀に「大雲おくもの百姓」を投影し、これを落書全体の冒頭に置いている点が挙げられる。これは『太十』後半部の始まりを告げる光秀登場の勇壮な場面であり、場面推移の順序を大きく崩していない表1の落書群と比較した際には対照的な点といえる。さらに、表2の通番13や同17は、万延元年四月三日に多紀郡領内の畑組の百姓が城下の王地山へ集まり、さらに樂々場（「佐々婆」とも）の願成就寺へ向けて、鬨の声を上げながら移動した様子を指している。^{註一五}この際、多人数の百姓のなかに「手形上打高てがたううちく難洪二付、米与手形与丸替いたし呉候様、夫二付上野儀太夫ヲ相手取候趣」と述べた者があったという。^{註一六}通番21のくだりも、一揆勢と郡取締の緊迫感を伝えている。

また、篠山藩政に向ける落書作成者の姿勢もいくらか示されている。百姓一揆による主要な批判の矛先は米商人の

上野儀太夫で、本落書においても「くびを洗つて観念せよ」との厳しい詞章を与えられている。さらに、「詞はゆるがぬ大磐石」に「御上意」が当てられていることから、一揆によって藩の仁政が回復されたことを喜ぶ基調を読み取ることができる。これは一揆記録作成の動因として「眼前の封建支配にたいして多くの批判をもち、地域社会の命運についてつよい危機意識をもつ」姿勢の存在について述べた安丸良夫氏の指摘を想起させるものでもある。^{註一七}

そのことは、本落書に続く後半部からも読み取ることができる。後半の一丁には、「手形はすれりになつたるぞ」という一節の後、文末が「鯛」で韻を踏むように工夫された文章が続いている。「すれり」には「するり」という意味があるが、法外な価格での取引を強いられていた米手形の相場が、一揆の要求を受けていくらか改善されたことを指していると考えられる。この後半部は、文久二年（一八六二）五月頃に紀州日高郡の医師羽山大学が「彗星夢雜誌」に書き留めた「樽鯛尽くし」を想起させるが、^{註一八}多紀郡東部に所在する波々伯部神社の例祭に関わって作成される「封じ鯛」という風習に着想を得たものかもしれない。^{註一九}

以上を総合すると、⑤の落書は万延元年（一八六〇）四月に丹波国多紀郡内の篠山藩領で起きた百姓一揆に『太十』を投影したもので、①～④の派生型といえる。作成年代は文久二年内である点しか判明しないものの、表1の落書が成立した同年閏八月よりもさかのぼる可能性は低いだろう。幕閣をはじめとする国政の動向にとどまらず、身近に起きた地域社会の事件を落書として仕立てた点に、本史料の歴史的意義があると考えられる。

最後に、『太十』という共通の素材を持ちながら、①から⑤よりもさらに時代を下った落書を紹介しておきたい。

⑥ 河内国丹南郡池尻村田中家文書一一九〇三「太功記十日目」^{註二〇}

これは継紙形式の一紙文書で、『太十』後半部の皐月と操によるクドキの箇所をほぼそのまま引用した上で、改変

を加えたものとなっている。作成年代・形式・内容のいずれもが①から⑤の史料とは大きく異なっている点に注意を要するが、『絵本太功記』十段目という素材は共通している。

本落書の眼目は、鳥羽伏見戦争の最中であつた慶応四年（一八六八）一月六日、徳川慶喜が開陽丸に搭乗して大坂城を脱出したことを批判する点にある。^{註二}「儕がよくで一てんの君を欺く慶喜が一類此まけ軍ハ理の当然」、「せめてハ下の気休にじんじやうに腹切ルとワたつた一トことかしてたべ」などと、前年に將軍職を退いたとはいえ、批判の矛先が慶喜本人へ向けられている。このことは、政権の交代を象徴するようでもあり、幕藩体制自体に批判を向けていなかった①～⑤とは対照的である。

おわりに

このように『絵本太功記』十段目を素材とする風刺的落書は、安政七年（一八六〇）の桜田門外の変や、文久二年（一八六二）における坂下門外の変をきっかけとして生成された。この頃の落書の方角性は、それまで条約勅許問題や公武合体運動を推進してきた幕閣首脳を厳しく批判し、台頭する外様雄藩への期待をにじませるものであつた。ここにみられた落書の着想は地域社会における一揆記録にも派生しているが、幕藩領主層による仁政はなお落書作成者の容認するところであつた。また、各落書における詞章の配置に明らかのように、国政に関わる政治的事件を対象とする落書と地域社会の騒擾を扱うそれとの間では、『太十』から抜き書きされる箇所や順序はやや異なつていた。これは、落書の作成者が考える重要な歴史的事象や人物にも左右される要素であつたかもしれない。

それ以降、同様の形式をとる落書は十分に確認できないものの、慶応四年（一八六八）における政治的事件を取り上げた落書に至っては、徳川家の求心力は失墜し、直接的な批判の対象となつている。このように政治や社会の状況に取材し、文芸作品を通じて活写する風刺的落書であるが、「風説留」のような史料への収録の有無や、近代社会における新聞等への移行がどのようにして果たされるのかという点については今後の課題としたい。また、落書を伝える各家の特徴や、文書群での位置などについても考察を深めていく必要があるだろう。

注釈

註一 宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質——「公論」世界の端緒的成立——」（同『幕末維新期の社会的政治史研究』、岩波書店、一九九九年所収第三章、初出一九九三年）。

註二 櫻木（沢田）章『側面觀幕末史 一・二』（東京大学出版会、一九八二年、初版一九〇五年）。

註三 小西四郎「解題」（前掲『側面觀幕末史 一・二』、九頁）。

註四 内山美樹子・延広真治校注『近松半二・江戸作者浄瑠璃集』（岩波書店、一九九六年）。

註五 同書、四一四～四一六頁。

註六 関西大学附属図書館所蔵。目録は『関西大学所蔵 河内国丹北郡六反村谷川家文書目録』（関西大学図書館、一九八〇年）を参照。なお、本落書の後半に筆写されている「八月朔日早朝錦天神繪馬堂ニ寄進札」の「張紙」は、前掲『側面觀幕末史一』四〇三頁に紹介されている。これは縦三列、横三行が一组となっており、中心の一字を周囲の文字と組み合わせて二字熟語を形成する。しかし本落書には写し間違いが多い上、後半二組分の最終行が欠けているなどの不完全な点がある。

註七 丹波篠山市史編さん室所蔵。目録は『丹波国多紀郡和田村石田家文書目録（現兵庫県篠山市和田）』（千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇一三年）を参照。

註八 個人蔵、大阪府立狭山池博物館寄託。大阪狭山市教育歴史文化グループ所蔵のマイクロフィルムデータにて閲覧。目

録は『狭山池調査事務所 平成10年度調査報告書』（狭山池調査事務所、一九九九年）を参照。

註九 『横浜市史』第二巻（横浜市、一九五九年）、七九一頁。

註一〇 丹波篠山市立歴史美術館所蔵。目録は未刊。

註一一 岡光夫「米をめぐる商人と農民との対抗」（同『近世農民一揆の展開』、ミネルヴァ書房、一九七〇年所収第三章、初出一九六〇年）。

註一二 丹波篠山市立青山歴史村所蔵青山家文書（同志社大学旧蔵分五八）「万延元申年日記 自正月從六月 会所」、万延元年四月朔日条。

註一三 丹波篠山市立青山歴史村所蔵青山家文書（同志社大学旧蔵分五八）「万延元申年日記 自正月從六月 会所」、万延元年四月四日条。

註一四 前掲岡光夫「米をめぐる商人と農民との対抗」。

註一五 「万延元 惑乱一件」（『日本庶民生活史料集成』第一三巻、一九七〇年）、一二三頁。

註一六 丹波篠山市立青山歴史村所蔵青山家文書（同志社大学旧蔵分五八）「万延元申年日記 自正月從六月 会所」、万延元年四月三日条。

註一七 安丸良夫「一揆記録の世界」（『安丸良夫集2 民衆運動の思想』、岩波書店、二〇一三年所収第四章、初出一九七六年）。

註一八 宮地正人『幕末維新変革史』上（岩波書店、二〇一二年）、三三三―三四頁。

註一九 『波々伯部神社のすべて―丹波の祇園さん―』（波々伯部神社、二〇一六年）、四六頁。ここには「ふじたい」の風習として、旧暦六月一四日の例祭がおこなわれる二日前、半紙に「藤」と「鯛」の絵を描いて参拝者に配り、参拝者はそれを家の門口に貼って一年間の災難と悪病を「封じたい」と願う風習について記されている。「ふじたい」は「江戸時代の一七六〇年頃より描かれていた」と紹介されている。

註二〇 個人蔵、大阪府立狭山池博物館寄託。大阪狭山市教育歴史文化グループ所蔵のマイクロフィルムデータにて閲覧。目録は前掲。

註二一 宮地正人『幕末維新変革史』下（岩波書店、二〇一二年）、一七五頁。

〔史料翻刻〕

凡例

一 ここでは、本文中で取り上げた風刺的落書を順に翻刻した。史料に割り振った丸付数字①～⑥は、本文中の説明と対応している。ただし、①については活字史料集に掲載されているため省略した。また、記載順を示す算用数字を適宜追加した。

二 通読の便宜を図るため、翻刻に際して適宜読点「、」や並列点「・」を補った箇所がある。また、紙幅の都合により改行位置は原文通りとせず、詰めて表記した箇所がある。

三 用字は原則として新字体によった。ただし、人名・地名等の固有名詞については原文に記された旧字・略字・別字に近いものを選択している場合がある。また、合字「𠂔（より）」のほか、「而」、「江」、「与」等の助詞、「迄」等の漢字についてはそのまま残した。ただし、「者」を仮名の「は」として表記した箇所がある。

四 原文の抹消箇所（見せ消ちなど）には、抹消線を付した。また、挿入箇所には〔亀甲括弧〕を付した。

五 翻字が確定できない箇所については、■により示し、疑問の残る箇所は〔囲み〕で表記した。また、虫損や破損がある箇所には、文字数を推定した上で□により示した。そのほか、筆者が補った箇所には〔括弧〕を付した。

六 原文には、今日では人権上不適切な内容および表現が含まれている。しかし、歴史資料としての観点からそのまま翻刻することとした。

① 櫻木（沢田）章『側面觀幕末史 一』四一四～四一六頁所収「太閤記十日目」（省略）

② 河内国丹北郡六反村谷川家文書七二（関西大学附属図書館所蔵）

太功記尼ヶ崎の段抜もんく

水揚兼し風情にて	所司代	：	1
思案投首	九條殿	：	2
おもゐ置事さらになし	永井玄蕃守	：	3
互の身の仕合せ	近衛殿	：	4
とこふいふ内時刻か延ル	国主の評定	：	5
早々目出度	異国船交易止メ	：	6
風か持て来ルせめ太鼓	横浜焼払	：	7
気ヲ取直しつつ立上り	永井浪人	：	8
行方しらず成にけり	五ヶ国異国船	：	9
あたりまわ行出立ハ	薩州勢揃へ	：	10
御恩は海山かへかたし	東照神君御遺言	：	11
心ハ矢竹藪垣の	長州家中	：	12

あらわれ出たる	当四月十六日月の出紅 (思)	：	13
高名手柄を見る様ふな	薩州御家中	：	14
唯一打と氣ハ張弓	諸国外様大名	：	15
聞ゆる物音心得たり	安藤奥方	：	16
逆賊非道二名をけがし	井伊掃部頭	：	17
野末の小家の非人にも	異国掛りの諸役人	：	18
差足拔足何寄ル	伏見奉行	：	19
百万石二も増るぞや	水戸浪人	：	20
印ハ目前是ヲ見よ	諸式の高サ	：	21
見さを (鹿) の鐘くもりなき	春日の神鐘	：	22
初てあかす老母の節儀	水戸老公	：	23
詞ハゆるかぬ大ばんじやく	薩州 肥州 長州	：	24
末世の記録ニ残してたべ	掃部頭ちうばつ	：	25
譬かたなき人非人	安藤対馬守	：	26
此処有てあやうしく		：	27
左様なれハ御ゑんりよなく		：	28

簾近に轡クツハの虫がとんで来て

とるにとられずおうにおわれず

此寫田左兵衛権大尉大逆賊長野主膳与同腹いたし不謂奸曲ヲ相行、天地不容易大逆賊也、依之加誅戮令梟首者也

右之通り七月廿七日(二)夜川端四條壺丁計上ル川之真中ニ青竹二首さし、檜六部二書記し有之

皆さん本道か、嶋田からたハ川中、あたまハしかと定まらぬ、おつむりならばさがさんせ、お人もとんど見に来ルし、諸事ハこま／＼下ケ札二た、者たとかハかゝるである、おねたのおときを見ころしに、笑ひの種のあた口も、駄(な)た天のこらしめと、あんまりにくいじやなひかいな

八月朔日早朝錦天神絵馬堂ニ寄進札二左之通り書張有之

賢武亡

君賊輕

朝臣競

天令正(也)

佞勇楽(也)

臣亡重

君賊忠

国臣衰

武有活(也)

君威嚴

七月廿三日天公国見ノ勇士(士)手ヲ借テ大奸国賊寫田ヲ討セ梟トをさセ玉ふ、諸人はヲ見て手柄悦ひ快く、猶恨らくハ諸人ヲして竹鋸挽ニせざる事、いかて此上ハ大悪強慕長野儀言(言)ヲ得々土中撞玉馬ワ人々をして山菜御を以テ摺打おさん事を、天公輕悦ス

薩長が九若ヲ負ひに京都まで鴨共先以て首ハナイ／＼

空上殿貫白やめて酒屋して五升壺斗はらお売ます

わたしやきられて安藤したがあとのくせつハとふなさる

何を九條く 関白やめて水戸の流を見て暮す

水戸（水）の左側の「フ」なし 老中（中）の縦棒が「口」を貫かず） 大老

公方（方）の鍋蓋から下の部分が欠 交易（易）の「勿」の払い棒二本が点

寫田とハきひて美しよふなれと見れハ見くるし竹のくしさし

夕す、み嶋田のわけのきり物は長子繻か薩摩^濟か

③丹波国多紀郡和田村石田家文書D三一〇（丹波篠山市史編さん室所蔵）

太功記十段目

水揚兼し風情也

小浜の酒井

：

1

思案なげ首

九條さん

：

2

思事更ニ無

永井玄蕃

：

3

互の身の仕合

近衛さん 鷹司さん

：

4

どふこふ言内時節が延ル

国主評定

：

5

サアく早ふ目出度く

横浜引払 交易止メ

：

6

風が持来ルセメ太鼓

横浜焼払イ

：

7

気ヲ取直しツ、立上り	永井家来	：	8
何れもさらばと言イ捨て	水戸加勢	：	9
行方不知成ニけり	異国五ヶ国	：	10
当りまバゆき出立は	薩州勢揃	：	11
御恩は海山難替	神君御返答 ^(通言)	：	12
高名手柄ヲ見る様な	薩州家老	：	13
心は矢竹藪垣の	長州家来	：	14
唯一ト打と気ハ張弓	外様大名	：	15
左様ならハ無御遠慮	将軍	：	16
逆賊非道の名ヲけがす	井伊掃部頭	：	17
仮令無方人非人	安藤対馬守	：	18
野末の小家の非人而も劣 ^(㊦) りとわ不知や	異国掛り役人	：	19
百万石ニ増るそや	水戸浪人	：	20
印は目前是ヲ見よ	諸色高直	：	21
操の鏡にくもりなシ	春日社	：	22
言(葉)はゆるかぬ大ばんしやく	薩州 長州 肥前	：	23
末の記録に残してたへ	井伊掃部のつミ	：	24

此所に御召有てハ和宮様あやし／＼

∴
25

④河内国丹南郡池尻村田中家文書二一八六八（個人蔵、大阪府立狭山池博物館寄託）

太功記尼ヶ崎之段拔文句

水あけ兼し風情也

京都所司代

∴
1

思案なげ首

九条

∴
2

思ひ置こと更ニなし

■_{本か} 永井玄蕃

∴
3

たかひの身の仕合

（近衛 鷹司

∴
4

とかふゆふ内時刻か延る

（国主の評定

∴
5

早／＼目出度ふ

（異船打払 交易止メ

∴
6

風が持来るせめ太鼓

（横浜焼払

∴
7

氣を取直し

永井浪人

∴
8

何れもさらバといひ捨て

水戸の加勢

∴
9

行方不知也^{（成）}にけり

五ヶ国の異船

∴
10

当りまバ行出立ハ

（薩摩の勢揃

∴
11

御恩ハ海山替がたし

（神君御遺言

∴
12

高名手柄を見るよふな

（薩摩の家老

∴
13

頭ハれ出たる

(五月十六日月の出紅のことし

： 14

心ハ矢竹藪垣の

(長州の家中

： 15

只一打と氣ハ張弓

(諸国外様の大名

： 16

差足拔足伺ひよる

(伏見奉行

： 17

聞ゆる物音心得たりと

(安藤奥方

： 18

左様成ハ御遠慮なく

井伊

： 19

逆賊非道の名を穢す

掃部

： 20

譬方なき人非人

(安藤対馬

： 21

百万石ニ増るそや

(水戸の浪人

： 22

印ハ目前是を見よ

(諸色の高直

： 23

(初て明す老母のせつぎ

(水戸の老公

： 24

まどば小ゆるかぬ大磐若

(薩州 長州 肥州

： 25

こと葉ハゆるかぬ大磐若

薩州 長州 肥州

： 26

みさをの鏡曇りなき

春日の神鏡

： 27

末世の記録ニ残してたべ

(掃部頭ちう罪

： 28

安藤対馬きられし時御職久世大和

わたし切られて安藤^(安堵)すれど末の久世^(苦節)つが案しられ安藤かきへて御職か御茶を引

文久二壬戌ノ正月十五日安藤殿切レ候由

右ハ閏八月七日写シ

リ卅三匁七分 四月ろ十一月迄八ヶ月取替

元リメ四百五十五匁六リ

(この部分に抹消線の書き込みあり)

百四五

一八貫三百卅匁 二ヶ月八朱元リ共返済

近衛

鷹司

⑤丹波国多紀郡泉村山田家文書六一四(丹波篠山市立歴史美術館所蔵)

太功記十段目

ゆうがおたの(な)こなたよりあらわれ出る

きこゆる物をと心(こころ)たりと

た、ほを(ほ)ねんたる

お(の)れが心た、ひとつで

大雲の百姓

∴ 1

番人

∴ 2

斎藤

∴ 3

なべ十

∴ 4

後の方々大音声

ふいを打れて心うろく

しやんなけくびしをるゝはかり

此身の願ひ叶たれハ思ひ置事さらになし

十八年がそのあいだ

は(つ)と計二なきたす女房娘め

さわやかなりし其こつから

かなしさかくすわらひかお

きお取なをしつうたりあかり
(突立ち)

めに物見せてくれんぞとゆうよりはやく
(言)

むねんなからもたゝ一き立上りて
(なか)

はやく一時もはやく本国へ引取たまへ

和田の見さきのゆんでよりおいくつすく畑組の百姓
(続くカ)

いきおいこんでかけ出ス

くひあろうてくわんねんせよ

ことはハゆるがぬ大はんぜき
(大磐石)

にら見わかれる

王地山の時のこへ

なべ新

上野儀太夫

百姓

手形上打

なべ十上の家内
(言)

取手の役人

払役の人々

懸り大根

御郡奉行

にける人々

御領分の番人

笹場へ寄合

御附人

上野儀太夫

御上意

波部と福井組

5 : 王地山の時のこへ
 6 : なべ新
 7 : 上野儀太夫
 8 : 百姓
 9 : 手形上打
 10 : なべ十上の家内
 11 : 取手の役人
 12 : 払役の人々
 13 : 懸り大根
 14 : 御郡奉行
 15 : にける人々
 16 : 御領分の番人
 17 : 笹場へ寄合
 18 : 御附人
 19 : 上野儀太夫
 20 : 御上意
 21 : 波部と福井組

上儀とふ十助かるく世の中二百姓よろこべ

手形はすれりになつたるぞ

一すれり二かへてもらひ鯛

一たるでも買でもらひ鯛

一なりたけ御上へ願ひ鯛

一かしらかじ^(うせ)下迄料理仕てみ鯛

一なり丈ヶ取次してやり鯛

一高ゐハしりつゝ買付鯛

一取てほ^(糞美)をひかもらひ鯛

一上下の中ニはそんでむしり鯛

一少シてもあじのよいきやくもらひ鯛

一わしらハのけてもらひ鯛

先納りて目出鯛く

文久二戌年

山田弥兵衛

百姓

西垣屋

村々百姓

なべ十

取^(糞)

元^(糞)

元^(糞)

懸り御役人

郷宿

外の払役

⑥河内国丹南郡池尻村田中家文書一一九〇三（個人蔵、大阪府立狭山池博物館寄託）

太功記十日目

幕末期の地域社会における風刺的落書の生成と派生―『絵本太功記』十段目をめぐって―

詞さわくまい／＼儕おのれがよくでてんの君を欺あざむく慶喜よしひさが一類いぐさ此まけ軍ハ理の当然系図正しき我家を逆賊非道之名を穢しす無方者とも悪人とも譬がたなき人非人シワイへ下のなんぎハかへり見ず交易するを高名顔譬へ將軍になつたとて野末の小家の非人にもおとりしとハ知らざるか下をそだて、上へつかへ国を納とむる氣にさへならバもつそふ飯ひの切米も百万石ニ増るぞや儕おのれが心只一ツで諸藩の中の上座となり徳川の家もたつ死骸も多ひに其怪我ハ鉄砲きずの犬死ハ武士御代にそむきし天罰バツのむくいハたちまち此通り蒸氣船にと乗乗■こんで東へにげる其さまに皆が横手を打叩合サワリきへ是見たまへ慶喜よむひてどの軍のかどでにぎハ／＼とおみかた申たその武士が思ひ合し■て居いたならばこふしたはいばくあるまいに下合のものとは言ながら近在町家へ火をかけてにげるといふは何事ぞ合合せてハ下の氣休キヌメにじんじやうに腹切ルとワたつた一トことさかしてたべ頼むわいなと手を合しうらむハ会あ衆高松め薩長土おかむ嬉しなきミやこハ光りか、やくきて民こそまことゆたかなれ

ノ

〔付記〕史料の閲覧・利用に際し、お世話になった丹波篠山市史編さん室・関西大学附属図書館・大阪狭山市教育部歴史文化グループの皆様、心より御礼申し上げます。また、本稿の着想は朝日カルチャーセンター中之島教室の義太夫教室に入会することで得たものです。「尼ヶ崎の段」をご指導いただいた野澤錦糸師匠・豊澤雛文先生と、教室生の皆様にも感謝申し上げます。